

## 6-1 課税状況

### (1) 課税状況(合計分)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	11,584	52,914,146
配偶者控除額	504	4,466,598
基礎、特別控除額	11,547	32,506,630
基礎、特別控除後の課税価格	8,512	16,467,826
贈与税額	8,512	3,565,317
外国税額控除	1	0
外国税額控除後の額	8,512	3,565,317
農地等納税猶予額	7	8,221
株式等納税猶予額	5	106,162
納付税額	8,502	3,450,935
災害減免法第4条による免除税額	-	-

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注)1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

(注)2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。

### 課税状況(暦年課税分①)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	8,909	28,562,634
配偶者控除額	504	4,466,598
基礎控除額	8,909	9,799,900
基礎控除後の課税価格	8,402	14,823,043
贈与税額	8,401	3,236,091
外国税額控除	-	-
外国税額控除後の額	8,401	3,236,091

### 課税状況(相続時精算課税分②)

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額(本年分)	2,740	24,351,512
特別控除額	2,701	22,706,730
特別控除額後の課税価格	116	1,644,783
贈与税額	116	329,226
外国税額控除	1	0
外国税額控除後の額	116	329,226

### (参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	1,300	11,448,819

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、平成26年6月30日までの申告または処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

### (参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	1,024	7,280,542
教育資金支出額(管理契約終了分)	1	7,124

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて、平成25年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

年 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成 21 年 分	9,441	48,452,392	6,234	2,192,559
平成 22 年 分	9,409	44,708,139	6,599	2,232,705
平成 23 年 分	10,211	51,112,325	7,430	4,574,804
平成 24 年 分	10,389	44,936,639	7,653	2,293,277
平成 25 年 分	11,584	52,914,146	8,502	3,450,935

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

年 分	暦 年 課 税 分 額		相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成 21 年 分	6,681	20,420,593	2,843	28,031,799
平成 22 年 分	7,024	21,026,159	2,425	23,681,980
平成 23 年 分	7,839	28,504,587	2,422	22,607,739
平成 24 年 分	8,086	24,851,679	2,366	20,084,959
平成 25 年 分	8,909	28,562,634	2,740	24,351,512

## (3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	11,577	52,829,404	8,493	3,430,555
	修正申告による増差額	53	173,576	44	22,953
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	19 △	88,834	11 △	2,573
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 11,584	52,914,146	実 8,502	3,450,935
過 年 分	申 告 額	482	1,848,366	454	215,314
	修正申告による増差額	49	75,930	47	10,330
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	33 △	131,467	31 △	18,295
	決 定 額	1	3,509	1	261
	計	実 526	1,796,339	実 499	207,610
合 計	申 告 額	12,059	54,677,770	8,947	3,645,868
	修正申告による増差額	102	249,507	91	33,283
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	52 △	220,301	42 △	20,868
	決 定 額	1	3,509	1	261
	計	実 12,110	54,710,485	実 9,001	3,658,544

調査対象等： 「本年分」は、平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年以前に贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税 務 署 名	人 員
札 幌 中	157
札 幌 北	1,373
札 幌 南	1,460
札 幌 西	1,735
札 幌 東	1,064
函 館	842
小 樽	232
旭 川 中	298
旭 川 東	512
室 蘭	351
釧 路	399
帯 広	790
北 見	286
岩 見 沢	212
網 走	198
留 萌	42
苫 小 牧	342
稚 内	117
紋 別	116
名 寄	126
根 室	170
滝 川	160
深 川	48
富 良 野	82
八 雲	69
江 差	47
俱 知 安	141
余 市	52
浦 河	112
十 勝 池 田	51
合 計	11,584

(注) この表は、「(1)課税状況(合計分)」の「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	1	29	203	5,627	-	-
過 年 分	14	552	365	25,653	-	-
合 計	15	581	568	31,280	-	-

(注) 調査対象等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	3,770	4,508,978	38,631
150 万円超	1,208	2,225,858	80,714
200 "	2,990	8,833,444	438,662
400 "	1,790	9,342,474	534,729
700 "	741	6,311,020	281,084
1,000 "	796	11,138,535	346,841
2,000 "	223	5,256,249	218,413
3,000 "	34	1,281,747	99,472
5,000 "	15	930,592	193,171
1 億円超	7	1,210,588	417,180
3 "	2	725,805	260,802
5 "	-	-	-
10 "	1	1,064,114	520,857
20 "	-	-	-
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>11,577</b>	<b>52,829,404</b>	<b>3,430,555</b>

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
150 万円以下	3,700	4,441,519	107	104,303
150 万円超	1,087	2,007,570	127	228,320
200 "	2,460	7,204,856	558	1,720,671
400 "	1,089	5,573,910	700	3,768,129
700 "	292	2,435,960	448	3,871,447
1,000 "	201	2,748,404	591	8,340,593
2,000 "	57	1,300,275	164	3,909,257
3,000 "	3	132,927	30	1,115,349
5,000 "	6	348,568	9	576,839
1 億円超	4	832,590	3	377,998
3 "	1	411,469	1	314,336
5 "	-	-	-	-
10 "	1	1,064,114	-	-
20 "	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>8,901</b>	<b>28,502,163</b>	<b>2,738</b>	<b>24,327,241</b>

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

取得財産等の種類		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	27	90,635	66	435,844
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	71	205,143	122	838,196
	宅地（借地権を含む。）	1,740	6,036,592	1,530	9,237,682
	山林	55	62,434	67	137,771
	その他の土地	152	224,689	109	393,251
	計	実 1,919	6,619,493	実 1,689	11,042,744
家屋、構築物		1,083	2,610,541	942	2,554,764
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	5	15,034	8	28,490
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	6,853	2	3,237
	売掛金	-	-	-	-
	その他の財産	46	73,183	7	43,573
	計	実 52	95,070	実 15	75,300
有価証券	株式及び出資	1,937	7,698,369	101	1,737,864
	公債及び社債	21	60,128	4	39,351
	投資・貸付信託受益証券	-	-	3	27,575
	計	実 1,951	7,758,497	実 104	1,804,791
現金、預貯金等		4,259	9,756,027	842	8,277,934
家庭用財産		-	-	-	-
その他の財産	生命保険金等	74	376,061	6	30,204
	立木	10	11,283	4	9,350
	その他	589	1,275,190	99	532,153
	計	実 673	1,662,534	実 106	571,708
合計		実 8,901	28,502,163	実 2,738	24,327,241

調査対象等：平成25年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成26年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。